## JR東海労ニュース



№1858 2013年7月16日 JR東海労働組合

## 憲法改悪阻止! シリーズ ⑧

## 「国防」という名の戦争がいつでも可能に!憲法9条は永遠の財産だ!

自民党や日本維新の会などが進めている改憲策動の核心は、何と言っても「戦争の放棄」を謳った第9条です。憲法9条と自民党憲法改正草案(9条の抜粋)の比較を示します。

二十八(リスツ族行)の地域と行じより。					
日本国憲法	自民党憲法改正草案				
第二章 戦争の放棄	第二章 <b>安全保障</b>				
第九条 第1項略	第九条 第1項略				
② 前項の目的を達するため、陸海空軍	2 前項の規定は、自衛権の				
その他の戦力は、これを保持しない。国	発動を妨げるものではない。				
の交戦権は、これを認めない。					

自衛権という口実で戦争が可能に、解釈によっては集団的自衛権も適応されます。さらに自民党憲法改正草案は以下の通り続きます。

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するために、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

第2. 3項略

4 前二項に定めるほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は法律で定める。

5 …国防軍に審判所を置く。…略

戦前に逆戻りした内容です。第二の東条英機到来の危機!

第九条の三 国は、主権と独立を守るため、**国民と協力して**、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

尖閣諸島問題で戦争になったら、国民が矢面に立たされる(徴兵) ということです。領土問題で国民の防衛意識をあおり立てるのは、戦 争協力者をつくり出すための世論操作に他なりません。

全ての皆さん、戦争になって後悔する前に、今、改憲NO!です。